

知立市防災士養成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域防災力向上の担い手となる人材を養成するため、防災士の資格取得に要する費用の一部を補助することについて、予算の範囲内において交付する知立市防災士養成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の自主防災組織に所属している者又は町内会に加入している世帯に属する者で、当該自主防災組織又は町内会の代表者の推薦を受けたもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する研修講座受講料
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費のうち補助対象者が負担した額とし、1万5千円を限度とする。

(補助の制限)

第5条 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、知立

市防災士養成事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 防災士認証状又は防災士証の写し

(2) 第4条第1項各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、防災士の認証登録を受けた日から1年以内とする。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、知立市防災士養成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

（請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第3）により市長に請求しなければならない。

（交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（被補助者の責務）

第11条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

知立市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） —
生年月日 年 月 日生

知立市防災士養成事業補助金交付申請書

知立市防災士養成事業補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添え、次のとおり申請します。

1 申請額	円
2 補助対象経費の額	円
3 資格取得年月日	年 月 日
4 添付書類	(1) 防災士認証状又は防災士証の写し (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し (3) その他（ ）

推 薦 書	
年 月 日	
知立市長	様
団体名	
代表者 住所	
氏名	
上記の申請者を地域における防災力の向上の担い手として推薦します。	

第 号
年 月 日

様

知立市長

印

知立市防災士養成事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金の交付について、下記のとおり決定したので、知立市防災士養成事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 交付する

交付決定額 金 円

交付方法 口座振込による

2 交付しない

（理由）

年 月 日

知立市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号（ ） ー
生年月日 年 月 日生

請 求 書

金 円 也

但し、 年度知立市防災士養成事業補助金として

振込先

	銀行 信用金庫 農協		店
普通・当座	口座番号		
口座名義	フリガナ		